

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、株式会社エムアイシー（以下「当社」といいます。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICカード（以下「manaca」といいます。）の利用者に対して提供する、manacaマイレージポイントの内容及び適用条件を定めることを目的とします。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 manacaマイレージポイントの取扱いについては、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 manaca交通事業者における、manacaを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての利用については、manaca交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。</p> <p>3 この規則が改定された場合、以後のmanacaマイレージポイントの取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。</p> <p>4 この規則に定めのない事項については、法令及びmanaca取扱規則等の定めるところによります。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、manaca取扱規則第3条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「manacaマイレージポイント」とは、この規則の規定により付与される、センターポイント及びSF（ポイント）をいいます。</p> <p>(2) 「センターポイント」とは、manacaマイレージポイントのうち、センターシステムに記録されるものをいいます。</p> <p>(3) 「SF（ポイント）」とは、manacaマイレージポイントのうち、manacaに記録されるものをいいます。</p> <p>(4) 「ポイント還元」とは、センターポイントをSF（ポイント）としてmanacaに移行することをいいます。</p> <p>(manacaマイレージポイントの付与)</p> <p>第4条 manacaマイレージポイントは、各manaca交通事業者における各月の初日から末日までの間のmanacaの利用に対し、各manaca交通事業者所定の基準に従い付与されます。</p> <p>2 前項の規定に従い付与されたmanacaマイレージポイントは、当社及び株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社等」といいます。）にて合算し、manaca利用月の翌月10日までにセンターポイントとして一括して記録されます。</p> <p>3 manaca交通事業者は、manacaマイレージポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。</p> <p>(manacaマイレージポイントの効力)</p> <p>第5条 manacaマイレージポイントは、センターポイントとして記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。</p> <p>2 センターポイントの有効期限はポイント付与日の翌年の応当日の属する月の末日とし、有効期限を経過したセンターポイントは自動的に失効します。</p> <p>3 偽造、変造または不正に作成されたmanacaマイレージポイントを利用することはできません。</p> <p>4 manaca取扱規則第12条の規定によりmanacaが失効した場合は、当該manacaのmanacaマイレージポイントは、すべて失効します。</p> <p>5 manaca取扱規則第19条の規定によりmanacaが無効となった場合は、当該manacaのmanacaマイレージポイント（無効となった時より後に付与される予定であったものを含みます。）は、すべて無効となります。</p> <p>6 manaca取扱規則第25条の規定によりmanacaの払いもどしをする場合は、当該manacaのmanacaマイレージポイント（払いもどし時より後に付与される予定であったものを含みます。）は、払いもどしと同時にすべて失効するものとします。</p> <p>(manacaマイレージポイントの確認)</p> <p>第6条 SF（ポイント）の残高及び残高履歴並びにセンターポイントの残高及び当月失効予定ポイント数は、manaca交通事業者においてmanacaを処理する機器（以下「所定の機器」といいます。）により、確認することができます。</p> <p>2 SF（ポイント）残高履歴（SF（現金）残額履歴を含みます。）は、manaca交通事業者における所定の機器による表示または印字により、最近の20件分を確認することができます。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示または印字による確認はできません。</p> <p>(1) 出場処理がされていないSF（ポイント）残高履歴</p> <p>(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF（ポイント）残高履歴</p> <p>(3) manaca取扱規則第20条または第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のSF（ポイント）残高履歴</p> <p>(4) manaca取扱規則第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のSF（ポイント）残高履歴</p> <p>(manacaマイレージポイントの引継ぎ)</p> <p>第7条 manacaの盗難または紛失等（以下「紛失」といいます。）もしくは障害による再発行等の場合は、manacaマイレージポイント残高は新たなmanacaへ引き継げるものとします。</p> <p>(ポイント還元)</p> <p>第8条 センターポイントは、manaca交通事業者における所定の機器</p>	<p>により、ポイント還元によりmanacaに移行することができます。</p> <p>2 ポイント還元を行った場合は、センターポイントはその時点の残高（10ポイント未満の端数を除きます。）が一括してSF（ポイント）に移行されます。ただし、センターポイント残高とSF（ポイント）残高との合計が20,000ポイントを超えるときには、ポイント還元後のSF（ポイント）残高が20,000ポイントを超えない範囲で、10ポイント未満の端数を除いて移行されます。</p> <p>3 センターポイントは、センターシステムに記録された順にSF（ポイント）に移行されます。</p> <p>4 センターポイントは、現金またはSF（現金）と交換することはできません。</p> <p>5 他のmanacaのセンターポイントをポイント還元することはできません。</p> <p>6 センターポイントを他のmanacaのセンターポイントとすることはできません。</p> <p>7 ポイント還元の取扱いは、その取扱いを行うmanaca交通事業者を問わず1日につき1回までとします。</p> <p>(SF（ポイント）の取扱い)</p> <p>第9条 SF（ポイント）は、1ポイント1円相当として10ポイント単位で、manaca交通事業者において各manaca交通事業者の定めるところにより旅客運賃等の支払いに充当することができます。</p> <p>2 前項の場合において、manacaにSF（ポイント）及びSF（現金）のいずれにも残高または残額があるときには、SF（ポイント）が先に充当されます。</p> <p>3 前項の場合において、SF（ポイント）の残高が支払うべき旅客運賃等の額に満たないときは、SF（現金）を不足額に充当します。</p> <p>4 一度SF（ポイント）に移行したセンターポイントは、再びセンターポイントに戻すことはできません。</p> <p>5 SF（ポイント）は、現金またはSF（現金）と交換することはできません。</p> <p>6 SF（ポイント）を他のmanacaのSF（ポイント）とすることはできません。</p> <p>(制限または停止)</p> <p>第10条 当社は、次に掲げる場合において、manaca交通事業者におけるmanacaの取扱いを制限または停止することがあります。</p> <p>(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりmanacaの取扱いが困難であると認められた場合</p> <p>(2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりmanacaの取扱いの中止を必要と判断した場合</p> <p>2 前項の規定によるmanacaマイレージポイントの取扱いの制限または停止に対し、当社及びmanaca交通事業者はその責めを負いません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第11条 紛失により記名式manacaの再発行を行う場合において、再発行整理票発行日までにおける払いもどしまたはmanacaマイレージポイントの利用等で生じた利用者の損害については、当社等及びmanaca交通事業者はその責めを負いません。</p> <p>2 自動改札機等の機器障害、輸送障害または運営上の都合により、やむを得ずmanacaが利用できないことによって、当該利用に対するmanacaマイレージポイントの付与ができない場合であっても、当社等及びmanaca交通事業者はその責めを負いません。</p> <p>3 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ずセンターポイントが付与できない場合であっても、当社等及びmanaca交通事業者はその責めを負いません。</p> <p>4 その他、当社等及びmanaca交通事業者の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社等及びmanaca交通事業者はその責めを負いません。</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第12条 当社は、この規則を変更することができるものとします。</p> <p>2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がmanacaマイレージポイントの提供を受けたときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。</p> <p>附則 この規則は、平成23年2月11日から施行します。</p>
--	---